

答申「獣医学教育の改善のための基本方針」(案)

平成 13 年 10 月 16 日

国立大学農学系学部長会議会長
林 良博 東京大学農学部長 殿

獣医学教育改善に関する臨時委員会委員長
北海道大学獣医学部長 喜田 宏

はじめに

国立大学農学系学部長会議に設置された獣医学教育に関する臨時委員会は、これまで 9 回にわたり、国際レベルの獣医師養成が可能な組織として国立大学の獣医学教育研究組織を整備充実するための基本方針について審議を重ねた。

農学部には獣医学科以外にも教育環境を改善すべき学科があるので、獣医学教育の改善は農学全体の構造改革を視野に入れて考える必要がある。国立大学農学系学部長会議は、第 103 回および第 104 回会議において、獣医学教育に携わる学科、学部と大学の獣医学教育改善に向けた自主的な努力を評価し、農学全体の問題としてこれを支援することを確認した。

第 104 回農学系学部長会議直後に文部科学省が「大学(国立大学)の構造改革の方針」を提示するに及び、問題は単に獣医学科にとどまらず、学部および大学のレベルでも再編が検討される状況となった。本委員会は、その後 3 回の審議で、獣医学教育改善策を農学全体の問題として検討し、その基本方針について成案を得たので、ここに答申する(添付資料)。

獣医学教育改善のための基本方針

(1) 日本の獣医学教育組織の適正な規模

我が国の獣医学教育研究組織は、大学基準協会が提示した基準を満たすことが望ましい。しかし、獣医学教育の改善が急を要するので、これに準ずる規模でも、当面その設置を可として支援する。新教育研究組織の規模は、72 名以上の教官から成ることが望ましいが、それが直ちに実現できない場合でも、当面これに準ずる規模としては、18 名の教授を含む 54 名程度の教官から成る組織が必要最低限であろう。

(2) 獣医学教育改善の方法

自助努力で獣医学教育の改善が達成出来ない場合には、他大学獣医学科等との再編などの道を考える。新たな再編は、全国を5ないし6地区に分け、産業基盤を考慮して、地域的に偏らないことに配慮し、なるべく既存の施設などを利用できるように努めることが望ましい。

(3) 農学教育研究組織改革の一環としての獣医学教育改善

獣医学が農学の一分野として存在する以上は、獣医学教育改善に向けた改革は必然的に農学教育研究組織改革の一環である。したがって、上の(1)及び(2)を具体化するためには、獣医学科を有する大学のみならず、国立大学農学系学部の教育研究組織の構造改革を視野に入れて議論を進めることが不可欠である。

おわりに

本委員会は、獣医学教育改善の必要性を認め、これまでの獣医学関係者の努力を評価した上で、全国的視点に立って、獣医学教育改善のための方策を検討した。獣医学教育の改善は、唯一の理想案を性急に実現させることによるのではなく、複数の選択肢の中で実施可能なことにまず着手してこれを先行実現しつつ、ステップを積み重ねることによって達成されるものであろう。その際、本問題の解決がわが国の農学系教育研究全体の向上に繋がることが重要である。

獣医学教育の改善に関する臨時委員会は、以上の基本方針を提案することによって、その責任を果たしたい。獣医学教育の改善がより具体的な方策によって早急に実現することを期待する。

獣医学教育改善に関する臨時委員会の審議経過とその背景

国立大学農学部獣医学科教員による獣医学教育改善のための獣医学科再編に向けた運動が活発化したのを受け、平成 12 年 6 月に開催された第 102 回農学関係学部長会議において「獣医学教育改善に関する臨時委員会」が設置された。

当臨時委員会は、審議の開始にあたり、農学系学部長会議の本件に対する立場を次のように確認した。すなわち、獣医学教育改善策について、

- (1) 農学全体の問題として検討する。
- (2) 全国的視点から見たマスタープランを検討する。
- (3) 各大学、学部の自主性を尊重し、自主的、自立的検討を拘束しない。

以後、獣医学教育改善に関する臨時委員会は、獣医学教育の改善について 3 回の審議を重ね、平成 12 年 10 月 18 日、第 103 回国立大学農学系学部長会議に次の臨時委員会の基本姿勢を答申し、その承認を得た（参考資料 1）。

1. 獣医学教育の改善の必要性を認め、農学全体として改善策を検討する。
2. 日本における獣医学教育体制が諸外国のそれに比べて小規模に過ぎることが、最も大きな問題点であると考える。
3. 学内で教育体制を充実させることが不可能な場合には、他大学獣医学科との再編などの道を考える。
4. 自助努力で獣医学教育の充実を計る場合でも先進諸国に準じた国際レベルの獣医師養成を目標とする。
5. 新たな再編は、産業基盤を考慮して、地域的に偏らないことに配慮し、なるべく既存の施設などを利用できるように努める。

平成 13 年 3 月、第 4 回臨時委員会において、獣医学教育改善に関する獣医側の見解を聴取することの提案があり、臨時委員会委員長から国公立大学獣医学協議会会長ならびに全国大学獣医学関係代表者協議会会長に宛て、獣医学関係者の獣医学教育改善に関する見解についての質問状を発出した（参考資料 2）。

平成 13 年 4 月 1 日、この質問状に対して、両協議会から 39 頁にわたる回答書が提出された（参考資料 3）。

平成 13 年 4 月 14 日に開催された第 5 回臨時委員会で、全国大学獣医学関係代表者協議会会長から回答書の説明を受けた後、質疑応答があった。

その後、臨時委員会は上記の獣医学教育に関する臨時委員会の基本姿勢を具体化すべく更に審議を重ね、平成 13 年 6 月に開催された第 104 回国立大学農学部系学部長会議に次の合意事項を答申した（参考資料 4）。

1. 獣医学教育を実施する大学においては、各大学の自主性を尊重しつつ、「基本姿勢 5 項目」の早急な実現に向けて努力する。
2. 国立大学農学部系学部長会議は、獣医学教育改善に向けた各大学の自主的な努力を評価する。

平成 13 年 6 月 11 日に経済財政諮問会議において遠山プランが発表された後、更に 3 回の審議を重ね、下記の 2 点を合意した。

1. 新教育研究組織の規模は、大学基準協会の基準（72 名以上の教官から成る組織）を満たすことが望ましい。それが直ちに実現できない場合でも、当面、これに準ずる規模として、18 名の教授を含む 54 名程度の教官から成る組織が必要最低限であろう。
2. 自助努力で上記目標を達成できない場合には、大学間の再編を行う。新たな再編は、全国を 5 ないし 6 地区に分けて、産業基盤を考慮し、既存の施設を利用できるよう努めることが望ましい。

獣医学教育に関する臨時委員会は、以上の審議結果に基づき、第 105 回国立大学農学部系学部長会議において、答申「獣医学教育の改善のための基本方針」（案）を提案した。

参考資料

1. 第 103 回獣医学教育改善に関する臨時委員会報告(平成 12 年 10 月 18 日；第 103 回国立大学農学部系学部長会議)
2. 獣医学関係者の獣医学教育改善に関する見解についての質問状(平成 13 年 3 月；国立大学農学部系学部長会議 獣医学教育改善に関する臨時委員会)
3. 同質問状に対する回答(平成 13 年 4 月 1 日；全国大学獣医学関係者代表者協議会・国公立大学獣医学協議会)
4. 獣医学教育改善に関する臨時委員会中間報告(平成 13 年 6 月 7 日；第 104 回国立大学農学部系学部長会議)